

参考資料 1

(お知らせ)

平成20年度「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」の公募について

平成20年2月28日(木)

環境省 総合環境政策局

環境経済課 環境教育推進室

直通：03 - 5521 - 8231

代表：03 - 3581 - 3351

室長：出江 俊夫(6240)

補佐：中島 恵理(6267)

担当：白石 賢司(6272)

担当：武藤 文(6272)

環境省は、持続可能なアジアの実現に必要な次世代型人材の育成に向けて、昨年7月に、大学や企業、NGO等の有識者からなる検討会を設置し、「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の検討を進めてきました。

環境省は、本年3月に策定されるビジョンの具体化に向け、各人の専門性を生かしたキャリア、市民活動等を通じて持続可能な社会づくりに取り組む人材(環境人材)を育成するための実践的なプログラムを大学・大学院が企業、行政、NPO等と連携・協働して開発・実証する平成20年度「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」を実施する大学・大学院を公募します。

(平成20年2月28日(木)～4月11日(金))

1 プログラムの背景及び目的

気候変動をはじめとする環境問題は人類と地球上の生命にとって最大の危機の一つです。2050年に温室効果ガスを50%削減し、持続可能な社会を築くには、経済活動のグリーン化や環境保全を通じた地域活性化など、社会経済活動の変革を担う人づくりが必要不可欠です。このような認識のもと、日本政府の提案に基づき、2005年からの10年が「国連持続可能な開発のための教育の10年(ESDの10年)」と位置づけられ、世界各国で持続可能な社会づくりに取り組む人材育成が進められています。日本では、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」(平成18年3月関係省庁連絡会議決定)に基づき、ESDの10年の初期段階の重点的取組事項として高等教育機関でのESDの取組が位置づけられました。また、昨年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において国際的に活躍する環境リーダー育成イニシアティブをアジアにおいて展開していくことが盛り込まれました。

これを受け、環境省では「日本を含むアジアにおいて自らの体験や倫理感を基盤とし、環境問題の重要性・緊急性について自ら考え、各人の専門性を活かして職業活動や市民生活等を通じて持続可能な社会づくりに取り組む強い意志を持ち、行動する人材(環境人材)」の育成に必要な方策を検討し、ビジョンを策定するため、昨年7月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン検討会」(参考1)を設置し、人材輩出側の大学及び人材受入側の企業や行政にヒアリング等を行い、「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の検討を進めてまいりました。(ビジョン案は参考2

及び参考3参照。なお、検討会の配付資料、議事要旨等は以下のウェブサイトにて閲覧できるため、参照のこと。

<http://www.env.go.jp/council/34asia-univ/yoshi34.html>)

本事業は、本年3月に策定予定のビジョンの具体化を図るため、高等教育機関が、企業や行政、NGO等の環境人材の受入側と大学が連携・協働して実践的な環境人材育成プログラム開発・実証することを支援します。

2 公募内容の概要（詳細については公募要領をご確認ください）

(1) 対象事業

ビジョンの内容を踏まえ、各学生が各人の専門分野（法学、経済学、教育学、工学、農学、理学等）を生かし、職業生活や市民活動等を通じて持続可能な社会づくりに取り組むために必要な動機付け、スキル習得を促す教育プログラムの開発及び実証。

(2) 対象機関

大学及び大学院。単独及び複数の大学等での共同の取組のいずれも申請可能。

(3) 実施期間

Aタイプ：プログラム開発

1年間で環境人材育成プログラムを開発。（その他の資金により実証。）

Bタイプ：プログラム開発・実証

2年又は3年の間で環境人材育成プログラムを開発し、実証。

(4) 費用及び採択プログラム数

1プログラム当たりの経費は年間1000万円（上限）。本年度は5件程度採択。

3 応募方法

別添の公募要領で定める申請書類を、環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室あて電子メール又は郵送にてご提出ください。

4 募集期間 平成20年2月28日（木）～4月11日（金）（必着）

5 問い合わせ先 環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
（アジア環境人材育成事業担当）
TEL 03 - 3581 - 3351（内6272） e-mail sokan-kyoiku@env.go.jp

6 スケジュール

平成20年度の選定・採択のスケジュールは次のとおりです。

2月28日（木）	公募開始
4月11日（金）	募集締切
4月中旬	企画審査会（詳細は応募者に追って通知）
4月下旬	採択プログラムの大学への通知・公表
5月上旬	プログラム開発の開始

7 添付資料

- ・ 別添 平成20年度「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」公募要領
- ・ 計画書等様式
- ・ 参考1 持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン検討

会委員名簿

- ・ 参考2 持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン（案）
- ・ 参考3 同概要

8 「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」発表シンポジウムの開催について

環境省は、平成20年3月24日（木）14時より東京都内でシンポジウムを開催し、ビジョンを発表する予定です（場所、登録方法等の詳細は3月初旬に環境省ウェブサイトにて発表予定）。本事業への応募を検討されている大学等の皆様におかれましては、本事業の目的やねらいをご理解いただくため、是非ご参加ください。

平成 20 年度「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」公募要領

平成 20 年 2 月
環 境 省
総合環境政策局
環境教育推進室

1 プログラムの背景及び目的

気候変動をはじめとする環境問題は人類と地球上の生命にとって最大の危機の一つです。2050 年に温室効果ガスを 50%削減し、持続可能な社会を築くには、経済活動のグリーン化や環境保全を通じた地域活性化など、社会経済活動の変革を担う人づくりが必要不可欠です。このような認識のもと、日本政府の提案に基づき、2005 年からの 10 年が「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（ESD の 10 年）」と位置づけられ、世界各国で持続可能な社会づくりに取り組む人材育成が進められています。日本では、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」（平成 18 年 3 月関係省庁連絡会議決定）に基づき、ESD の 10 年の初期段階の重点的取組事項として高等教育機関での ESD の取組が位置づけられました。また、昨年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において国際的に活躍する環境リーダー育成イニシアティブをアジアにおいて展開していくことが盛り込まれました。

これを受け、環境省では「日本を含むアジアにおいて自らの体験や倫理感を基盤とし、環境問題の重要性・緊急性について自ら考え、各人の専門性を活かして職業活動や市民生活等を通じて持続可能な社会づくりに取り組む強い意志を持ち、行動する人材（環境人材）」の育成に必要な方策を検討し、ビジョンを策定するため、昨年 7 月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン検討会」を設置し、「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の検討を進めています。（ビジョン案は別添参照。なお、検討会の配付資料、議事要旨等は以下のウェブサイトにて閲覧できるため、参照のこと。<http://www.env.go.jp/council/34asia-univ/yoshi34.html>）

本事業は、本年 3 月に策定予定のビジョンの具体化を図るため、高等教育機関が、企業や行政、NGO 等の環境人材の受入側と大学が連携・協働して実践的な環境人材育成プログラムを開発・実証することを支援します。

2 対象とするプログラムについて

(1) 概要

ビジョンの内容を踏まえ、各学生が各人の専門分野（法学、経済学、教育学、工学、農学、理学等）を生かし、職業生活や市民活動等を通じて持続可能な社会づくりに取り組むために必要な動機付け、スキル習得を促す教育プログラムの開発及び実証を本事業の対象とします。

現在の人材受入側のニーズを踏まえ、また持続可能な社会構築に必要とされる人材の素養を想定して、持続可能な社会づくりに取り組む現場を活用した実践的な教育プログラムを開発・実施するため、企業、NGO、行政等が参加した環境人材育成委員会を学内に設置し、連携・協働して行う教育プログラム開発・実証事業を支援します。

(2) 重点人材育成分野

以下のいずれかの素養の習得に資するコンテンツが含まれている事業を優先的に採択します。ただし、その他の提案を妨げるものではありません。

企業経営のグリーン化に必要な素養

行政施策のグリーン化に必要な素養

持続可能な社会づくりに寄与する技術開発に必要な素養

学校等で持続可能な開発のための教育を行うために必要な素養

NGO・社会的起業分野で活躍するために必要な素養

(3) プログラムの対象

次のいずれも可能とします。ただし、各学科・専攻の全体カリキュラムの中で、体系的に位置づけられることが必要です。

新たな授業（群）の新設（学科、副専攻等）

既存の学部・学科の授業の改良・改変

サマースクール等の正規課程以外の教育プログラムの新設・改良

(4) 本事業の成果

本事業の成果として、以下に掲げるものを報告書としてとりまとめたいただくことになります。

プログラムのカリキュラム及びシラバス

環境人材育成のために有効な教育又は学びの手法

で活用する教材、講義ノート、参考文献リスト、動画コンテンツ等

本事業の成果は、平成 20 年度に立ち上げを予定している環境人材育成のための産学官民連携基盤（産学官民環境人材育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）。構想は別添ビジョンを参照のこと。）の参加者間で共有するこ

とします。

3 プログラム内容等に関する要件

2で示したプログラムの開発・試行に当たっては、以下の要素を組みこむこととします。

- (1) ビジョンに盛りこまれた環境人材に求められる素養の習得を目指すプログラムを開発すること。
- (2) フィールドワークや現場の問題解決型学習（Problem Based Learning）、インターンシップ等の環境問題解決の現場を題材とした実践教育を含むこと。
- (3) 講義等においても、ディベート、グループワーク、問題解決型学習等の参加型学習・アクティブラーニングの手法を重視すること。
- (4) これらの教育プログラムの開発・実施においては、外部講師の招聘、フィールドの提供等、企業、NGO、行政等と連携・協働を行うこと。

4 実施体制に関する要件等

- (1) 本事業の実施に当たっては、実践的学習の場や人材を提供する企業、NGO、行政等を含むプログラム開発・実証委員会を設置するものとします。
- (2) 上記委員会を構成する大学関係者として、大学内責任者（学部長等）、プログラム開発・実証のコア教員、対外機関とのコーディネーター（大学教員、職員、外部の企業・NGO職員等）を指名するものとします。
- (3) 企業やNGO等の参加を得るため、必要に応じてシンポジウムやセミナー等を開催することができます。

5 対象機関

大学及び大学院を対象とし、単独大学等での取組、複数の大学等での共同の取組のどちらの場合でも申請することができます。複数の大学等が共同で行うものは、中心となる大学等が代表して申請することとします。また、日本の大学等とアジアの大学等の共同でプログラム開発・実証を行う場合には、日本の大学等が代表して申請することとします。

なお、複数の大学等、特に日本とアジアの大学等が連携して実施する場合には、審査の際の加点の対象とします。

6 実施期間

以下のタイプを大学において選択することができるものとします。

(1) A タイプ：プログラム開発

1年間で環境人材育成プログラムを開発。開発したモデルプログラムはその他の資金により実証し、その結果を環境リーダー育成プログラム委員会（注）で報告することが求められます。

(2) B タイプ：プログラム開発・実証

2年又は3年の間で環境人材育成プログラムを開発し、実証。

（注）環境省が平成20年度に設置を予定している環境リーダー育成のためのプログラム開発、共有等を行う委員会。以下同じ。

7 費用及び採択プログラム数

- (1) 1プログラム当たりの経費は、年間1000万円を上限とします。大学からマッチングファンド式の資金拠出がある場合は、審査時に審査の際の加点の対象となりますので申請書にその旨明記してください。
- (2) 本年度の採択数は5大学程度とします。
- (3) 計上できる経費は別紙の費目のとおりとします。

8 業務の実施

選定された実施機関には、以下の事項をお願いすることになります。

- (1) 提出書類の実施計画に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、環境省に提出。
- (2) 環境省と提出された計画書等について所要の調整を行い、請負契約を締結。
- (3) 実施機関は計画書等に基づき業務を実施。
- (4) 年度ごとに業務の進捗状況を作成し、環境省に提出するほか、環境省内で設置予定の環境リーダー育成プログラム委員会において報告。
- (5) 環境リーダー育成プログラム委員会における共通プログラム検討への参加。
- (6) 作成したプログラムを、コンソーシアムを通じた他大学等と共有。

9 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

提案書類は様式 1 から 3 によるものとし、機関の長（学長、理事長等）が総括責任者として提案を行うこととします。なお、機関の長が総括責任者となることができないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることのできるものとし、ます。

(2) 応募書類の提出方法について

1) 提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の要領にて送信先アドレスあてに送信して下さい。

- 電子メールの送信先アドレス: sokan-kyoiku@env.go.jp
- メール件名（題名）と添付ファイル名は次の通りとして下さい。
 - ・メール件名:「環境リーダー育成事業応募」
 - ・添付ファイル名: 応募者である大学の名称（ローマ字）として下さい。

(例)kasumigaseki-daigaku.doc

- 添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類 1 式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信して下さい。ダウンロード時に一つの電子ファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft 社 Word 2003 以降のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意して下さい。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、必ず Microsoft 社 WindowsXP 上でファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードした Word の様式を、Excel、一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんのでご注意下さい。

- 受領の確認

当方で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールをご利用下さい）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存した CD-ROM と、打ち出したものを 1 部同封の上、送付して下さい。

- 送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
- あて先は「環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 アジア環境人材育成事業担当行」として下さい。
- 封筒等の表に、必ず、赤字で「環境リーダー育成事業応募書類在中」と記して下さい。
- 電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。
- 受領の確認

提案書類に記された Fax 番号あてに、受領した旨を Fax します。当方へ送付後、1 週間程度しても受領確認の Fax 等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

2) 提出に当たってのその他留意事項

提出いただいたファイル等は、返還しません。

3) 応募書類の受付期間について

平成 20 年 2 月 29 日（金）～平成 20 年 4 月 11 日（金）17 時 必着

受付期間後に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

10 公募から事業の採択までの流れ

(1) 平成 20 年度の選定・採択のスケジュール

- 2 月 28 日（木） 公募開始
- 4 月 11 日（金） 募集締切
- 4 月中旬 外部有識者委員会による審査（詳細は応募者に追って通知）
- 4 月下旬 採択された実施機関（プログラムのタイプ等を含む。）の大学への通知・公表
- 5 月上旬 契約の締結
- 5 月上旬 プログラム開発の開始

(2) 「外部有識者委員会による審査」について

本事業の選定は、客観性、公平性を担保するため、外部有識者委員会にて行います。選定基準は次のとおりです。

環境リーダー育成プログラムの有効性

実施体制

国内外の大学・大学院への普及可能性

提案機関の実績等

11 問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省総合環境政策局環境教育推進室（アジア環境人材育成事業担当）

電話： 03-3581-3351（内線 6272）

(別紙)

経費

直接経費

人件費	実施機関にて雇用し直接本事業に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。
諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金
旅費	プログラム開発・実証に必要となる調査、会議出席の旅費
消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適さないもの
印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費。
通信運搬費	切手、はがき、運送費、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費
借料及び損料	会場借料等。ただし、事業実施者の所有する損料等は対象外
会議費	会議等の茶菓子弁当代（1日1人当たり1,000円を目安） 会議に使用する資料印刷費や会議借料等はそれぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上
賃金	プログラム開発・実証に必要となる人員の賃金
雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データソフト収集作成料等
再委託費・外注費	プログラム開発・実施に直接必要な経費であり、請負事業者が直接実施することが不可能なものについて他の機関等に再委託・外注して実施するための経費 原則として直接経費の2分の1を超える額を計上することは不可。 再委託費・外注費を計上する場合は、応募時点での再委託・外注予定期間、金額、内容等の見積もりを取得した上で、できる限り詳細に記載すること。
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境省が承認した経費

提案書

1	プログラム名	
2	タイプ	A B (どちらかに丸)
3	実施予定期間	平成 20 年 5 月 ~ 平成 年 3 月まで
4	実施予定規模	初年度 百万円 (うち大学拠出 百万円) 総額 百万円 (うち大学拠出 百万円) <i>所要経費の見込み額は別紙として添付すること</i>
5	提案機関名・総括責任者名	
6	課題の概要 (400 字以内)	

7	プログラム開発・実証のコア教員
8	対外機関とのコーディネーター
9	プログラム開発・実証委員会の構成
文章に加え、図を添付すること	
10	提案機関
<ul style="list-style-type: none">● 総括責任者● 事務連絡担当者（氏名、部署名、事務連絡先住所・電話番号・電子メールアドレス）	

事業構想

1 機関の環境人材育成に関する現状分析
2 プログラムの内容
(1) 重点的に育成を目指す環境人材の素養
(2) (1)を実現するためのプログラム構成
(3) 教育手法
3 実施体制

1～3各1枚ずつ図を添付すること。

実施計画

1 年度目	実施内容
2 年度目	実証内容
3 年度目	実証内容

図を添付すること。